

障がい者雇用促進企業等からの物品の購入に係る取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者雇用促進企業及び障がい者就労施設等から、全ての物品のうち大分県用品取扱規則（昭和35年大分県規則第25号）で規定する用品（以下、「用品」という。）を購入しようとする場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。）第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者をいう。

(2) 障がい者雇用促進企業

次のいずれにも該当する者であつて、第4条第1項の登録を受けたものをいう。

ア 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年大分県告示第255号。以下「競争入札参加資格」という。）に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

イ 県内に本店、支店、営業所等の事業所を有する中小企業者（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者をいう。）であること。

ウ 県内の事業所において、常時雇用する労働者の数に対するその雇用する障がい者である労働者の数の割合が100分の2.5以上であること。

(3) 障がい者就労施設等

県内に所在する「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」をいう。

(登録の申請)

第3条 障がい者雇用促進企業の登録を受けようとする者は、障がい者雇用促進企業登録申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 第1項に規定する申請書の提出期間は、競争入札参加資格定期更新の受付期間である年の6月1日から7月31日までとする。

なお、年度途中において新たに第2条第2号の登録要件を満たし、登録を希望する者については、随時申請を受け付けるものとする。

(登録)

第4条 知事は、前条の規定による申請があつた場合において、その内容を審査し、障がい者雇用促進企業として適格と認めるときは、障がい者雇用促進企業として登録するものとする。

2 知事は、前項の規定により登録することを決定したときは、障がい者雇用促進企業登録決定通知書（第2号様式）により、その旨を速やかに当該申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定による審査の結果、不適格と認めるときは、理由を示してその旨を当該申請者へ通知するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 障がい者雇用促進企業の登録の有効期間は、前条第2項の規定による通知を受けた日から競争入札参加資格の有効期間満了年の9月30日までとする。

(登録事項変更の届出)

第6条 障がい者雇用促進企業が、次のいずれかに該当する場合は、障がい者雇用促進企業登録変更届(第3号様式)により、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 所在地の変更
- (2) 商号又は名称の変更
- (3) 代表者氏名の変更
- (4) 障がい者の雇用状況の変更

(辞退の届出)

第7条 障がい者雇用促進企業が、次のいずれかに該当する場合は、障がい者雇用促進企業登録辞退届(第4号様式)により、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 第2条第2号の要件に該当しなくなったとき
- (2) 事業を廃止したとき
- (3) その他の理由により登録を辞退しようとするとき

(登録の取消)

第8条 知事は、障がい者雇用促進企業が、次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すとともに、障がい者雇用促進企業取消通知書(第5号様式)により、当該登録企業にその旨を速やかに通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な方法により登録を受けたことが明らかになったとき
- (2) 第2条第2号の要件に該当しなくなった場合で、第7条の規定により障がい者雇用促進企業登録辞退届を届け出なかったとき

(指名競争入札における指名)

第9条 知事は、指名競争入札により用品を購入しようとするときは、障がい者雇用促進企業及び障がい者就労施設等を追加して指名するよう努めるものとする。

(随意契約における取扱い)

第10条 知事は、随意契約により用品を購入しようとするときは、障がい者雇用促進企業及び障がい者就労施設等を追加して見積書を徴するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱第2条(2)の規定は、平成26年7月1日以降に登録する障がい者雇用促進企業について適用し、同日前に登録した障がい者雇用促進企業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱第2条(2)の規定は、平成30年7月1日以降に登録する障がい者雇用促進企業について適用し、同日前に登録した障がい者雇用促進企業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱第2条(2)の規定は、令和3年9月1日以降に登録する障がい者雇用促進企業について適用し、同日前に登録した障がい者雇用促進企業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱第2条(2)の規定は、令和6年4月1日以降に登録する障がい者雇用促進企業について適用し、同日前に登録した障がい者雇用促進企業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

障がい者雇用促進企業登録申請書

年 月 日

大分県知事

殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

障がい者雇用促進企業の登録を受けたいので、障がい者雇用促進企業等からの物品の購入に係る取扱い要綱第3条の規定により申請します。

なお、この申請書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

資格登録番号	登録業種番号	取扱品目		
障 が い 者 の 雇 用 状 況	障がい者雇用率算定用の常時雇用する労働者の数 (② - (② × ③ ÷ 100))		①	人
	常時雇用する労働者の総数		②	人
	除外率 (%)		③	%
	雇用する障がい者の総数 (⑤ + ⑧)		④	人
	常時雇用 (⑥ × 2 + ⑦)		⑤	人
	重度障がい者		⑥	人
	重度以外の障がい者		⑦	人
	短時間雇用 (⑨ + ⑩ × 0.5)		⑧	人
	重度障がい者		⑨	人
	重度以外の障がい者		⑩	人
障がい者雇用率 (%) (④ ÷ ① × 100)		⑪	%	

注) 1 ①の計算結果は、小数点以下は切り捨ててください。

2 ③除外率については、(別紙2) 障がい者雇用促進企業登録申請書作成に係る注意事項の別表3「除外率一覧表」を参照してください。

3 ⑧の計算結果は、小数点以下はそのまま記入してください。

4 ⑪の計算結果は、小数点以下第3位を四捨五入した数値を記入してください。

5 精神障がい者は、常用雇用の場合は⑦、短時間雇用の場合は⑩に計上してください。

6 確認資料として、雇用している障がい者の身体障害者手帳等の写しを添付してください。

7 従業員を40.0人以上雇用している事業者については、事業所が所在する公共職業安定所長あてに提出する「雇用状況報告書」の写しを添付してください。

記入担当者	
連 絡 先	TEL
	FAX

障がい者雇用促進企業登録決定通知書

用管第 号
年 月 日

名 称

代表者氏名 殿

大分県知事

（公印省略）

年 月 日付けで提出のあった障がい者雇用促進企業登録申請書について内容を審査した結果、下記のとおり登録することと決定したので、障がい者雇用促進企業等からの物品の購入に係る取扱い要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

1 登録年月日

2 有効期間 自 年 月 日

至 年 月 日

3 その他 継続して登録を希望する場合は、競争入札参加資格の有効期間満了に伴う競争入札参加資格更新の申請と同時に申請をしてください。

第3号様式（第6条関係）

障がい者雇用促進企業登録変更届

年 月 日

大分県知事

殿

〒
所在地
名称
代表者氏名

障がい者雇用促進企業登録事項について、下記のとおり変更があったので、障害者雇用促進企業等からの物品の購入に係る取扱い要綱第6条の規定により、届出ます。

記

1 変更内容

2 変更年月日

3 その他

第4号様式（第7条関係）

障がい者雇用促進企業登録辞退届

年 月 日

大分県知事

殿

〒
所在地
名称
代表者氏名

下記の理由により、障がい者雇用促進企業の登録を辞退するので、障がい者雇用促進企業等からの物品の購入に係る取扱い要綱第7条の規定により、届出ます。

記

1 辞退理由

2 辞退年月日

3 その他

第5号様式（第8条関係）

障がい者雇用促進企業取消通知書

用管第 号
年 月 日

名 称

代表者氏名 殿

大分県知事

（公印省略）

年 月 日付け用管第 号で通知した障害者雇用促進企業登録について、下記の理由により障がい者雇用促進企業等からの物品の購入に係る取扱い要綱第8条の規定に基づき取消します。

記

1 取消理由

2 取消年月日